

JHF 理事会議事録

日 時： 2021年5月12日(水) 13:00～17:00

場 所： JHF事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

1. 議長・議事録作成人指名

議長： 安田英二郎 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 内田孝也

オンライン(ZOOM) 市川 孝 大沢 豊 小林秀彰 殿塚裕紀 安田英二郎

【監事】 オンライン(ZOOM) 大森健一

欠席【監事】 岩村浩秀

(出席理事7名 今理事会は定足数を満たし成立した)

4. 審議事項

審議事項4-1 2020年度事業報告について

安田副会長から事業方針の説明、内田会長からの収支の現状の説明があり協議した。

市川理事より文章の追記と文言変更の指摘があった。大沢理事より訂正の指摘と、コロナ禍によりオンライン会議を推奨されている状況でもあり、リモート理事会でのオンライン参加人数追記をする提案があった。

議長（安田副会長）：4-1号議案を修正、追記等をして理事会で確認をすることで2020年度事業報告について決議します。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、小林、殿塚

2020年度事業報告は一部追記、修正をして確認をすることで決定した。総会にて正会員へ報告し、内閣府へ提出します。

審議事項4-2 2020年度決算について

内田会長より決算について、新型コロナウイルス感染症拡大対策の影響で、実施できない事業が未消化になり手元資金が増えてはいるが余裕が出た訳ではない等、概要説明があり協議した。

内田会長：監事お二人には監査報告書にサインをいただいたと事務局から聞きましたが、大丈夫ですね？

大森監事：確認しました。内田会長の説明のように、次期繰越金が増えたから余裕がある状態ではないことは、皆さん認識していただきたいと思う。

議長（安田副会長）：2020年度決算書について決を取ります。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、小林、殿塚

2020年度決算案が可決された。総会にて正会員へ報告(貸借対照表及び損益計算書については総会決議)し、内閣府へ提出します。

審議事項4-3 2021年通常総会議事・議題等について

内田会長から総会議事・議案について説明があった。

議長(安田副会長)：下記議題にて総会資料を送付することで決を取ります。

2021年通常総会次第

報告事項1 2020年度事業報告

報告事項2 2020年度決算報告・監査報告

決議事項1 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

報告事項3 2021年度事業計画

報告事項4 2021年度収支予算

決議事項2 JHF役員の選任

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】

賛成： 芦川、市川、内田、大沢、小林、殿塚

2021年JHF通常総会次第が決定した。定款による目的事項送付期限である通常総会(6月17日)の4週間前(5月20日)迄に事務局から正会員宛にメールにて送付します。

内田会長：続いて総会運営要件については、報告6-2でオンライン総会の正会員リハーサル報告の後にご意見をいただいた方がよい。

議長(安田副会長)：では、6-2の報告をお願いします。

6-2 オンライン総会の正会員リハーサルについて

芦川理事から5月7日、8日に行われたオンライン総会リハーサルと会場下見について、特に大きな問題はなかったこと、運用も含め改善点、課題については総会迄に改善をする旨の報告があった。

市川理事：昨年度はコロナの状況で東京に集まる開催は難しかったので内閣府に相談をした。なるべく議決権行使書、委任状で参加してもらうことで問題なかった。昨年と同じやり方でよい。

議長(安田副会長)：出来るだけ議決権行使でお願いする形がよい。

芦川理事：コロナによる現状は昨年より悪い状況だと考える。

小林副会長：リモート参加の事前調査は可能か。電話確認が必要ではないか。

芦川理事：20日に出欠票も含めた資料を配信する。6月3日締切出欠票によってオンライン参加者も分かり、議長である会長とのリハーサル、必要であれば正会員リハーサルも行う予定です。

大沢理事：出欠票の後にリモート参加希望の方には個別対応する段取りでどうか。

内田会長：リハーサル出席率が悪かった。6月3日締切前にリハーサル設定が必要だと思う。

市川理事：リモートリハーサルでの支障は対応可能なのか。

芦川理事：当日は電話対応もしていく方向で準備します。ぶっつけ本番での参加はないように予

備のリハーサルも開きたい。

議長（安田副会長）：では、4－3議題の総会運営要件について説明を内田会長お願いします。

内田会長：基本的に議決権行使を重視するように監事は言っている。出席は実参加。役員選任について、委員会は郵送のみとし47都道府県連盟に投票用紙を郵送した。そのため欠席は役員選任投票以外放棄となる。議決権行使書の場合は、決議1の正味財産増減計算書承認のみとなり、議決権行使した場合のみリモート参加が可能になる。

注意書きとしては1正会員1名だけ参加許可。委任状は「出席」の正会員への委任に限る。委任を出してのリモート総会は不可。緊急事態宣言がもし6月も延期になった場合、委任を受けた正会員が欠席をせざるを得なくなった場合、委任元も欠席になるため別途検討が必要。

役員選任実行委員会が立候補者に対する投票権について既に投票用紙を発行している。定款にそぐわないが我々は追認をして書面上は扱う。既に配られてしまった投票用紙には締切がある。それを過ぎた場合は無効とされていると想像する。理事会から総会について案内する際は、委員会から行ったものは理事会の責任ではないが、出してもらわないと決議事項2についての議決権行使にはならない。役員選任は委員会に従って提出された投票を決議事項2の出席要件となる。欠席があっても役員選任投票を出した者は、決議事項2に出席したものと数える。総会の成立要件は47正会員の過半数が出席をしていないと不成立になるため、役員選任については総会の出席要件からは外す。決議事項2は投票用紙を出した正会員数になる。役員選任実行委員会からはやり方の報告が一切届いていないため、我々がどうするかを決めないといけない。出席要件とは別扱いで切り離し信任の過半数判定は委員会で行ってもらう。議決権行使は決議1しか出来ない。当日にリモートで参加しているから役員選任に関する投票をリモートでする意思表示をされても受け付けられないことを事前に明記する。議決権行使書に役員投票は書かない。役員投票の扱いをきちんと出さないと理事会として総会の責任を全う出来ない。6月17日が緊急事態宣言の延長に入った場合は別途話し合いが必要になる。

小林副会長：役員選任は総会決議事項です。会長が切り離すというのが納得いかない。

内田会長：総会出席者と決議事項2の役員選任投票数は切り離すということです。投票用紙の返送は、20日に出す総会資料の中の出欠票と一致するはずがない。役員選任実行委員会がやったことを後追いで認めざるを得ない。投票用紙が何通集まったか、理事会が掌握している議決権行使、出欠の数と一致していなくても委員会が受けた投票用紙の数が決議事項2の決議事項の数になる。

小林副会長：一致しなくてよい根拠は何ですか？

内田会長：それは我々が認めることです。

小林副会長：法令違反にならないのですか？ 定款にある選挙は決議事項になっています。

内田会長：候補者一人一人に1つ1つ決議が必要となっている。その条件が整って決議事項と見做すと運用して来ている。それが決議で、総会の議長が挙手を認めたものではない。それが役員選任の慣例である。

市川理事：役員選任については法律で決まっている議決事項で総会決議が必要。内閣府が決められているのは役員が10名いたら出席者、議決権行使、委任状で1人1人決議する。JHFは選挙制度を入れたので役員選任実行委員会がその場で投票用紙の票数結果により会長がまとめて一括で決めている。

内田会長：それは私が法律違反をやってきたと告発しているものと受け止めます。私が一括して承認を取ったというのは大きな認識違いです。委員会から誰に何件か結果を受けて、それら1人1人の決議である確認は取っている。結果を一括で承認は取ったことがない。

市川理事：委員会が決まったものを会長は1人1人名前を読み上げて承認を取る作業はしていませんかよね？

内田会長：私の代わりに委員会が誰々は賛成何票と言っている。

市川理事：会長が委員会に任せているということで分かりました。小林副会長は、当日は出席正会員も既に投票をしているから委員会の読み上げで違いはないという意味ですか？

小林副会長：議決権行使と同じ扱いで問題ない。

市川理事：選挙の話になっているが、出欠、リモート参加の扱いについてどうするか。

安田副会長：オンライン参加者は議決権を認めないということですか？

内田会長：現理事会はオンライン参加も画面上で表示している。通常総会では同じことはしない。

議長（安田副会長）：リアルとオンライン参加と含めるのがハイブリッド型で、その中で議決権行使を認める参加型と傍聴だけがある。会長は傍聴型だけという主旨ですか？

市川理事：オンラインでの参加はリアル参加と同じ扱いが前提だと考えます。そうでないと傍聴だけになる。

内田会長：ハイブリッド型の会議とは、2つのタイプがある。この理事会のように画面上で賛否が出せるか、画面上で賛否を取らない。どちらで決めるか他の理事は理解しているのか。

大沢理事：リモート総会のリハーサルに出て、挙手のやり方を教えてもらい、議決権行使かリモートで賛否を取れると理解しているが、それを決めればよいのではないのでしょうか。

議長（安田副会長）：オンライン参加を認める以上は議決権行使を認める総会だと考えていた。議決権行使を認める総会にするか、単なる傍聴にするかは理事会で決めること。他の理事の方はどういう認識ですか？

芦川理事：リモート上で投票を行うか、オンライン参加は傍聴するだけで挙手をするわけではないか。リハーサルについては両方可能で行った。

殿塚理事：オンラインでも議論が出来る環境であれば、議決権もオンラインで出来る認識です。

小林副会長：ハイブリッド参加型で、その場で議決が出来る。

議長（安田副会長）：傍聴だけでなくオンラインで議決権行使も出来る形でよい。議決権行使参加も前提で出欠表も考える必要があると思う。会長どうですか？

内田会長：前回の理事会で岩村監事が議決権行使書を集めておくことを基本とするとされていた。大森監事はどうですか？

大森監事：一般的では参加型になっています。議決権行使書を出しての参加型が多い。

議長（安田副会長）：議決権行使書を出せるだけお願いするのは昨年度と同じですが、その上でオンライン参加も可能とするということが望ましい。

大沢理事：議決権行使を出すのはよいが、オンラインで参加、議論後に賛否はいけないルールがあるか？ ないのであればオンライン参加で賛否を取れるように決めたらよい。

芦川理事：議決権行使は先に賛否を表明する。会場で議論があっても行使書が有効。

小林副会長：書面での議決権行使か会場での議決権行使かで決めていただきたい。

議長（安田副会長）：事前に議決権行使書を出して総会に出席した場合は、どうなるか。総会を開いて参加するのであればオンライン参加もその意思が優先だとは思う。

芦川理事：決議事項は貸借対照表と損益計算書の承認だけですね。役員選任議決は委員会に任せればよい。事前投票で開票はその場で行う。

市川理事：議決権行使がリモート参加の方は当日成立するかを決めましょう。

議長（安田副会長）：リモート参加した正会員が質問と議決権行使が出来る。傍聴は見ているだけ。決めなければいけないのですが、多数意見は当日議決権行使を認めるという意見です。

内田会長：私1人で覆せればよいが、私は正論を言っています。役員投票についてリモートで投票を受けることはしないと委員会は表明した。総会で決議を取るのは決算における正味財産増減計算書の決議を取るだけです。各正会員は都道府県連盟の総意を持って来ないといけない。その場で何かを聞いて賛否を変えることは有り得ない。決議事項1の承認は事前の議決権行使でよい。

議長（安田副会長）：オンライン総会参加者も質問、議決権行使を認める形でやるということで進めてよいですね。

大森監事：内田会長の発言で、役員選任投票用紙で19ページの最後に「リモート出席による当日賛否は受け付けない旨明記する」が記載されているのと相反しますが。

殿塚理事：役員選任が認めないことと総会の賛否は別と認識している。

大沢理事：役員選任実行委員会からの文書には「今回の投票は新型コロナウイルスの感染リスクを回避するため、総会へ集合しての投票は避け郵送による事前投票のみといたします。締切は6月3日、開票作業は6月17日総会にて行われる」となっている。総会の議決権とは別と考えてよいと思う。

議長（安田副会長）：役員選任は別にして、今回の総会ではオンライン参加でも議決権を認めるということよろしいですか？

大沢理事：賛否は取るのですか？

議長（安田副会長）：理事会の多数意見なので、これで合意意見になる。役員選任については、最終的には総会で認める形にしないと定款で問題が出ると思うので、やり方を考える必要がある。

ハイブリッド型総会について、事務局から欠席だった岩村監事にも確認をした。

公益法人は、ハイブリッド型総会では議案審議への参加状況の確認が難しいため、原則委任状または事前議決権行使になる。

5. 協議事項

協議5-1 PG日本選手権事業費支払について

小林副会長から、PG日本選手権が緊急事態宣言により急遽中止になったが、準備にかかった日当について支払をしたいとの説明があり協議した。

殿塚理事：致し方ないと思う。

大沢理事：かかった費用は払うべき。

内田会長：コロナになって延期、中止された日本選手権は他にもあり、それと何が違うのか。急な緊急事態宣言は理由にならず、コロナで延期や中止をした他の日本選手権との違いは何か。

殿塚理事：その議論は必要ですか。今回はこの支払を認めるか認めないか。

小林副会長：あくまでも準備の日当・人件費のみだけで支払明細ももらっています。

大沢理事：私が運営した経験では、実行委員、委員、スタッフは一律一万円で支払っている。

議長（安田副会長）：では協議事項ですが支出を賛成するか意見表明として賛成の方は？

賛成： 芦川、大沢、小林、殿塚

賛成理事が多いので支払の手続きをお願いします。

協議5-2 2021年埼玉スカイスポーツフェスタについて

内田会長より、2021年埼玉スカイスポーツフェスタを10月24日に予定する連絡があった

旨の報告があり、協議の上、JHFとしてはコロナで見通しが立たないので「参加出来ない」ことを内田会長から回答する。

6. 報告事項について

6-1 HG教本改訂の進捗状況

大沢理事より、HG教本進捗状況は教員スクール事業委員会の北野委員長に確認をし、6月1日に発送開始が出来るように準備しているとのことで報告があった。

芦川理事：頒布開始が6月1日ですか？ 教本改訂に伴い技能証規程のNP証が新設になる。C級の発行が止まり、NP証を新規発行となる。システム等も6月1日から変更になるので事務局での準備をお願いします。

大沢理事：ハング教員への告知等もお願いします。

…事務局から編集担当に確認後、校正、印刷手配の関係で頒布開始は6月10日になる予定。

6-2 フライヤー会員登録・技能証発行実績

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。（出席理事）
理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

安田英二郎 印

監事

大森健一 印